



長野県情報公開審査会が2件の答申をしました

長野県情報公開審査会は、長野県公安委員会からの公文書非公開決定など2件の諮問に対して、答申しました。

今後、この答申を踏まえ、長野県公安委員会が審査請求に対する裁決を行うこととなります。

1 「15件の営業所に関する文書」の非公開決定の件(答申第120号)

(1) 審査請求人の主張の概要

長野県警察本部長から公文書公開請求書の補正を求められたが、その要求の内容自体が曖昧であって補正することができなかつたものであるから、非公開決定処分を取り消すべき。

(2) 審査会の結論

長野県警察本部長が行った公文書非公開決定は、妥当である。

(3) 答申の要旨

公文書公開請求書に記載すべきあて先に誤りがあるという形式上の不備が認められ、これに対して、長野県警察本部長は、本件請求のあて先の正しい名称を審査請求人に示すなど、補正要求の手続が適正に行われていたことが認められる。

2 「佐久地域内における交通違反件数等に関する文書」の不存在決定の件(答申第121号)

(1) 審査請求人の主張の概要

交通指導取締りを実施するためには、交通違反に関する蓄積されたデータが存在するはずであり、特定の場所(「地番」等まで指定)における交通違反に関するデータが作成されていないということはあり得ない。

(2) 審査会の結論

長野県警察本部長が行った公文書不存在決定は、妥当である。

(3) 答申の要旨

交通違反に関する「地籍」まで検索可能なデータベースや統計資料の存在は認められるものの、公文書公開請求書で指定されたより詳細な「地番」等までを含む公文書を長野県警察本部長が保有しているとは認められない。

○長野県情報公開審査会の答申の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/johokokai/toshin/index.html>

(問合せ先)

担当 総務部 情報公開・法務課 情報公開・文書管理係
大村、山崎、松本

電話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2284

F A X 026-235-7370

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp